

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成23年 4月22日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮 問

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

国保総合システムの導入に伴う東京都国民健康保険団体連合会への個人情報の外部提供について

本市の国民健康保険に加入している被保険者の診療情報は、医療機関等から東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」といいます。)を通じて本市に回送され、被保険者の診療情報を把握するとともに、医療費のうち本市が負担すべき分の支払処理を行っています。この診療情報の回送を的確に行うために、本市では被保険者の資格情報をMO(光磁気ディスク)にて国保連に提供しています。

このたび、国において健康保険事務の効率化を図ることを目的として国保総合システム(図1)が導入されることとなり、これに伴い、従来MOに行っていた資格情報の提供も電気通信回線を通じて行うこととなりました。

本市の国民健康保険に加入する被保険者の資格情報を電気通信回線を通じて外部に提供することは、条例第14条第2項の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

電気通信回線を通じて国保連に提供する被保険者の資格情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する主な情報

①保険証の記号・番号 ②住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国保資格の有無 ⑦市町村民税の課税・非課税

(2) 使用する電気通信回線

広域イーサネット(諮問第19号「画像レセプト情報管理システムの導入に伴う東京都国民健康保険団体連合会への個人情報の提供について

(平成17年)」にて承認の答申を得た通信回線を使用します。)

(3) 提供開始時期

平成23年10月(予定)

(4) 提供頻度

随時

電子計算組織の結合に当たっては、以下の措置を講じセキュリティ対策に万全を期します。

- (1) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。
- (2) システム間の通信の受口には、外部から内部のコンピュータネットワークへの侵入を阻止する措置(ファイヤウォール)を設ける。また、ウィルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。
- (3) 広域イーサネットと接続した送受信端末を他のネットワーク及びインターネットに接続しない。
- (4) 送受信端末の起動には、ユーザーID・パスワード等で確認措置をとるものとする。
- (5) データは、必要な作業終了後速やかに消去する。
- (6) システムを操作する職員には、個人情報保護及び管理を十分認識するよう指導する。

平成 23 年 4 月 27 日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成23年4月22日付け23企法指第5号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 43 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

答 申

諮問第 42 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

国民健康保険に係る事務を行うに当たって、市の保有する被保険者の資格に係る情報を国保総合システムにより電気通信回線を通じて東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提供することについては、事務の迅速化及び効率化を図るうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、国保連に対し、被保険者に不利益が生じないよう個人情報の取扱いについて最大限の注意を払うよう求めている。